第

869

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 7月15日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

⇔社長の小規模企業共済制度の掛金

②:当社の社長が、先月、小規模企業共済制度に加入しました。先日その掛金を納付したので、福利厚生費として処理しようと思うのですが、何か問題がありますか。

A: 掛金は、個人が負担すべきものですから、会社が支払った場合には、社長に対する 給与になります。

【解説】

「小規模企業共済制度」とは、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員が廃業、退職した場合の、その後の生活の安定あるいは事業の再建などの資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、事業主の退職金制度といえるものです。

小規模企業共済制度に加入できる者は、常時使用する従業員の数が20人以下(商業、サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員となっています。

したがって、掛金は、これらの個人が負担 すべきものであり、役員の掛金を法人が支払 った場合には、その役員に対する給与とされ ます。この場合、月以下の単位で定期的に支 払うものは報酬、臨時に支払うものは賞与と なります。

なお、この掛金は、全額を「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除 できます。控除を受ける場合には、年末調整 の際に保険料控除申告書に証明書を添付する か、又は申告の際に確定申告書に証明書を添 付しなければなりません。







